

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年9月8日～2022年9月14日)

令和4年(2022年)9月16日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ルダ・シロンスカ市長選挙 カチュマルチク農業・農村開発副大臣の更迭 下院における対独戦後賠償請求に関する決議の採択 パプロツカ大統領府副大臣インタビュー記事 地方選挙の延期に関する政府高官のコメント ドゥダ大統領のナイジェリア、コートジボワール、セネガル公式訪問 ドゥダ大統領によるG7諸国及びEU・NATO首脳オンライン会合出席 ラウ外相の第30回OSCE経済・環境フォーラム出席 新型攻撃ヘリコプター調達要請 ポーランドとASEAN加盟国との協力に係る会議の開催 モラヴィエツキ首相のキーウ訪問 モラヴィエツキ首相とトラス英首相との電話会談 ラウ外相のデンマーク訪問								【お願い】 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 情報空間安全保障担当政府全権委員の任命 ポーランドにおける国際保護申請件数								
経済 金融政策会合で0.25%の金利利上げ 外国人法改正法案 政府による2023年以降の最低賃金引き上げの決定 中・東欧のオンライン販売シェアの増加 PKP Cargo が鉄道車両分野の協力に関する覚書を締結 米ウェスティングハウス社、ポーランド政府に原子力発電所建設のオファーを提出 ポーランド政府による省エネに関する取組 ポーランド国営銀行、石炭取引への資金提供決定								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

ルダ・シロンスカ市長選挙【11日】

11日、ルダ・シロンスカ市長選挙が行われ、ミハウ・ピエロンチク副市長(得票率36.41%・「市民プラットフォーム」(PO)が支持表明)とクシシュトフ・マイエル副市長(得票率26.85%・「ポーランド2050」が支持表明)が9月25日に行われる決選投票に進むことになった。与党「法と正義」(PiS)が支持を表明していたマレク・ヴェソウイ下院議員(得票率26.41%)は3位となり、選挙には敗れた。

カチュマルチク農業・農村開発副大臣の更迭【13日】

13日、カチュマルチク農業・農村開発副大臣(「連帯ポーランド」所属)が更迭された。同副大臣は、500人規模の結婚式披露宴を催し、150万ズロチ相当のトラクターを贈られたとして物議を醸していた。

下院における対独戦後賠償請求に関する決議の採択【14日】

14日、下院は、第二次世界大戦中にポーランドがドイツから被った損害の賠償に関する決議を採択した。決議では、ポーランドはドイツから賠償を受けたことがなく、賠償金請求権を放棄したことはないと強調されたほか、ロシアに対する賠償請求についても言及された。437名の下院議員が投票を行い、賛成418票、反対4票、棄権15票という結果が出た。

パプロツカ大統領府副大臣インタビュー記事【14日】

14日、ジェチポスポリタ紙は、パプロツカ大統領府副大臣のインタビュー記事を掲載した。同副大臣は、最高裁判所職業責任部の判事構成について、まもなくドゥダ大統領が決定を下すと明らかにした。同副大臣によれば、同大統領は現在、判事候補して挙げられている裁判官が懲戒手続の対象となるかどうかについて最高裁判所から提供される情報を待っているところだという。また、同副大臣は、大統領府がさらなる最高裁判所法改正案の準備を進めているわけではないと改めて強調した。欧州復興基金の支払いについて、同副大臣は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、誰が裁判官になれるのか裁判官自身が決めることを認めるといういかなる民主国家も満たすことができない要求をしていると強調した。

地方選挙の延期に関する政府高官のコメント【14日】

14日、シェフェルナケル内務・行政副大臣は、次期地方選挙がおそらく2024年4月7日または14日に行われると述べた。現在のスケジュールでは、2023年春に欧州議会選挙、2023年秋に地方選挙および議会選挙が行われる予定になっており、かねてより選挙の重複を防ぐために地方選挙の延期が検討されている。

外交・安全保障

ドゥダ大統領のナイジェリア、コートジボワール、セネガル公式訪問【6日～8日】

6日から8日にかけて、ドゥダ大統領はナイジェリア、コートジボワール、セネガルを公式訪問した。

6日、ドゥダ大統領は、ブハリ・ナイジェリア大統領と会談し、食料とエネルギーの安全保障の確保に関する問題について話し合った。また、農業分野におけるポーランドとナイジェリアの協力に関する覚書が署名された。これは、ナイジェリアと他のアフリカ諸国の食料安全保障を確保し、ナイジェリアの農業を改善するためのものである。

7日、ドゥダ大統領は、ワタラ・コートジボワール大統領と会談し、農業、最新テクノロジー、エネルギーの分野における協力に加えて、ウクライナについて話し合われた。会談に先立ち、両大統領の出席の下、外相レベルでの政治協議に関する覚書が署名された。

8日、ドゥダ大統領夫妻は、セネガルを訪問し、サル・セネガル大統領夫妻と対面した。サル・セネガル大統領との会談について、ドゥダ大統領は、「私たちはサル・セネガル大統領とあり得べきポーランドへの炭化水素の供給、鉱床の開発、ポーランド企業が支

援できるIT部門の開発など、多分野にわたる協力関係について話し合った。」と述べた。また、防衛産業を含む軍事協力の問題も提起された。会談の重要な話題は、ウクライナでの戦争である。会談同日、両大統領の出席の下、スポーツ分野における協力に関する覚書及び経済協力に関する2国間の覚書という2つの文書が署名された。

ドゥダ大統領によるG7諸国及びEU・NATO首脳オンライン会合出席【8日】

8日、ドゥダ大統領は、G7諸国及びEU・NATO首脳オンライン会合に出席した。会議では、ロシアのウクライナ侵略に対する行動の調整に焦点が当てられた。ドゥダ大統領は、ウクライナに対する全面的な軍事、経済支援の重要性及びロシアに対する制裁の必要性を強調した。また、ロシアが引き起こした食料・エネルギー危機に関する偽情報の問題について、最近行われた西アフリカ諸国首脳との会談から得られた成果を発表した。

ラウ外相の第30回OSCE経済・環境フォーラム出席【8日】

8日、ラウ外相は、OSCE議長として、プラハで開催された第30回OSCE経済・環境フォーラムに出席し、「コロナのパンデミックによる悪影響は、すべてのOSCE加盟国が今すぐに取り組みなければならない多くの課題の序章に過ぎない。」と述べた。また、「ロシアの違法かつ不当なウクライナ侵略は、人類が支持しているすべてのものに疑問を投げかけている。この戦争は、私たちの共通の価値観や平和に暮らしたいという願いと権利に反している。また、この戦争は、この地域で前例のない人道的大災害を引き起こし、何百万人もの人々が避難を余儀なくされている。ロシアの侵略は、将来の世代に経済的・環境的損害を与えている。」と発言した。同フォーラムの機会に、ラウ外相は、シュミットOSCE事務総長、カーペンター米国OSCE常駐代表、リパフスキー・チェコ外務大臣と会談した。

新型攻撃ヘリコプター調達要請【8日】

8日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ドイツのラムシュタイン空軍基地においてオースティン米国防長官と会談し、米国に最新鋭の攻撃ヘリコプターAH-64E「アパッチガーディアン」96機の売却を要請するとともに、これらの機体が配備されるまでの間に米陸軍所有の同ヘリコプターをリースする可能性を検討するように要請した。また、同ヘリコプターがポーランド軍に配備された場合、ポーランド東部に駐屯する第18機械化師団に配備されることを明らかにした。

ポーランドとASEAN加盟国との協力に係る会議の開催【8日】

8日、ポーランドとASEAN加盟国との協力に係る会議がポーランド議会において開催され、会議の冒頭、ラウ外相が演説を行っている動画が流れた。ラウ外相は、東南アジア地域の平和や安定、発展を確保する上でのASEANの重要性を強調した。また、6億人以上の人口を抱える同地域における途切れることのない経済発展と繁栄を確固としたものとするASEANのめざましい功績をたたえた。さらに、コロナのパンデミックやロシアのウクライナ侵略など、過去2年間の出来事は、全世界に関わる新たな政治的及び経済的課題を生み出しており、その克服には世界、地域、二国間レベルでのより深い協力が必要であると指摘し、「私たちはこれまで以上にお互いを必要としている。」と述べた。ラウ外相より、ポーランドは、サプライチェーンの混乱に係る現地市場の供給不足への対応など、地域及び個別のASEAN加盟

国との経済協力を強化する用意があるという表明があった。この文脈において、ラウ外相は、ポーランド製品の現地市場への参入に対する最大の障害である非関税障壁を撤廃するよう、ASEAN各国に訴えた。また、ASEAN地域におけるロシアのウクライナ侵略に関する偽情報の存在に言及し、ポーランドは、ロシアのウクライナ侵略に関する検証済みで信頼できる情報を地域のパートナーと共有する用意があると強調した。

モラヴィエツキ首相のキーウ訪問【9日～10日】

9日から10日にかけて、モラヴィエツキ首相は、キーウを訪問した。9日は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と会談を行い、地政学的状況、エネルギー及び軍事的安全保障などについて話し合った。また、キーウの議会中庭にある「勇者の通り」には、同首相の名前を記したプレートが飾られた。10日、同首相は、キーウで開催された第17回ヤルタ欧州戦略会議「ウクライナ：我々のすべての自由を守る」に出席した。ゼレンスキー・ウクライナ大統領及びレヴィツ・ラトビア大統領も議論に参加しており、会議では、ウクライナの自由防衛に焦点が当てられた。

モラヴィエツキ首相とトラス英首相との電話会談【10日】

10日、モラヴィエツキ首相は、トラス英首相と電話会談を行った。両首相は、国際舞台における現在の課題に鑑み、二国間関係及びNATOにおけるポーランドと英国との協力について議論した。また、欧州の安全保障問題や、エネルギー価格上昇への対応など、経済政策の分野でのトピックも会談の議題となった。両首相は、現在のロシアによるエネルギーを利用した脅迫の影響とそれを軽減する方法について議論した。

ラウ外相のデンマーク訪問【12日～13日】

12日から13日にかけて、ラウ外相は、デンマークのボーンホルム島を訪問し、デンマーク外相との二国間協議を行った。協議では、防衛・安全保障協力、ウクライナ情勢、エネルギー・グリーン移行協力を含む二国間関係について議論した。ラウ外相は、「シュチェチンの多国籍軍に対応し、かつ、NATO東方の強化プレゼンスに参加している国として、安全保障を強化しているデンマークのコミットメントを評価する。」と強調した。また、ポーランド政府が策定したガス供給の多様化のための戦略計画も重要な議題であった。

治 安 等

情報空間安全保障担当政府全権委員の任命【9日】

9日、首相府は、モラヴィエツキ首相が特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官を首相府次官、及び情報空間安全保障担当政府全権委員に任命した

と発表した。同氏は今後、首相府次官及び、特務大臣調整担当副大臣として、特に、議会との協力や、特務機関による情報収集及び分析活動の調整を担当することになるという。また、情報空間安全保障担

当政府全権委員には、2022年8月11日付け閣僚評議会の規則に基づき任命された。同委員の任務は、特にポーランドの安全保障、利益、イメージを狙った情報活動を特定・分析すること、ポーランドの利益に反する情報活動を実行している組織、特に外国機関を特定すること、情報空間で行われるポーランドに対する情報・心理的作戦の兆候を特定すること、ポーランドの情報空間における安全保障に対する脅威を無効化することである。

経 済

経済政策

金融政策会合で0.25%の金利利上げ【9日】

9月の金融政策会合において、中央銀行の主要金利を0.25%引き上げて6.75%とすることが発表された。同水準は2003年1月以来の高水準である一方、直近1年間の引上げサイクルの中では最も引上げ幅が小さかった。金融政策会合の出席者からは、これ以上景気減速を深化させたくないという慎重な発言がなされた。

外国人法改正法案【12日】

家族・社会政策省は、外国人法改正のための法案を作成したと発表した。同法案には、外国人労働許可証の取得手続きの完全デジタル化について規定しており、ICTシステムを移行することで外国人のEU内での勤務状況を監視し、違法な労働が発覚すれば即座に許可証を失効させることが可能になる。さらに、外国人労働者に対して税金や社会保障費を払わない

ポーランドにおける国際保護申請件数【9日】

9日、国境警備隊は、本年に入り受け付けた国際保護申請件数が6,421件であり、うちイラク人からは491件、アフガニスタン人からは165件、アルメニア人からは109件であったとツイッター上で明らかにした。前年同期においては、3,834件、2020年同期においては1,671件であったという。

雇用主を排除することも可能となる。許可証の延長手続きも期限通りに手続きをすれば簡素化されることになる。

政府による2023年以降の最低賃金引上げの決定【13日】

13日、政府は、2023年1月からの最低賃金を3,490ズロチ、同年7月からは3,600ズロチとすることを決定した。これは2022年7月時点(3,010ズロチ)と比較すると、それぞれ約16%、約20%の引上げとなる。モラヴィエツキ首相は、ポーランド経済は低賃金で競争しているのではなく、優れた技術と生産性の高い仕事で給与を支払っていると強調した。一方、専門家からは、最低賃金の引上げは、既にエネルギーコストの高騰に頭を抱える企業に対する痛烈なメッセージであり、インフレと物価賃金高騰のスパイラルの火に油を注ぐものであると指摘している。

ポーランド産業動向

中・東欧のオンライン販売シェアの増加【15日】

不動産サービス・投資会社CBREは、中・東欧におけるオンライン販売のシェアが過去5年間で15%増加し、4年後には20%に達すると予測している。ポーランドとチェコは、当該地域のオンラインショッピングの成長をリードしているとされており、2026年にEコマース市場シェアがそれぞれ23%と24%に達する見込みである(一方、Eコマースの成長が最も低いのはハンガリー)。2016年から2021年にかけてEコマースのシェアは6%から15%へ増加し、ほぼ全ての製品に関係しているが、食品と飲料のオンライン販売が最も速く増加した。

PKP Cargo が鉄道車両分野の協力に関する覚書を締結【15日】

PKP Cargo は、ポーランド産業開発庁(ARP)及び Polski Tabor Szynowy と鉄道車両分野の協力に関する覚書を署名した。この覚書には、共同活動を行うことで大きなシナジー効果があると認識しており、広義の鉄道貨物輸送に関連するプロジェクトを対象に協力する意図があると記されている。また、当該三者は、それぞれのリソースを活用し、将来の協力の機会と分野を特定するためにあらゆる努力をすることを宣言している。

エネルギー・環境

米ウェスティングハウス社、ポーランド政府に原子力発電所建設のオファーを提出【12日】

米ウェスティングハウス社は、ポーランド政府に対して、原子力発電所建設のオファーを提出した。同提案によると、6基の原子炉(AP1000)により、ポーランドの電力需要の25%がカバーされ、5,30

0万トンのCO2排出が削減される。また、同社は発電所のためにポーランドのスタッフを訓練し、下請け業者となりうるポーランド企業500社と会合を行い、多くの企業と契約を締結しており、プロジェクトの実現を通して1,000億ズロチ以上がポーランド経済に還元されると見積もっている。なお、資金調達につい

ては、同社のほか、米輸出入銀行(EXIM)や米国際開発金融公社(DFC)などが関与する見込みである。さらに、同社は、気候・環境省から非公式に政府の最終決定は早くて約1か月後になると伝えられており、技術提供者の選定は入札ではなく政治的な決定となると述べた。

ポーランド政府による省エネに関する取組【12日】

ポーランド政府は、官公庁の長官に指示を出し、10%程度の省エネを行う内部規定を設けることを奨励する予定である。他方、野党やマスコミの批判を避けるため、具体的な解決策は示さない方針で、建物内の照明の一部と屋外照明の消灯、職員が業務終了後にパソコンの電源を切っているかどうかの確認などについて検討された。

ポーランド国営銀行、石炭取引への資金提供決定【12日】

ポーランド国営銀行(PKO Bank)社長は、地域暖房フォーラムにおいて、石炭価格が上昇し続け、ポーランド市場で石炭が不足しているため、エネルギーおよび暖房セクターの顧客をサポートし、石炭の取引に資金を提供することを決定したと発表した(同行は、2030年までに気候中立達成を宣言している)。また、同氏はポーランドが欧州委員会を説得し、石炭を移行燃料とみなすようになれば、金融機関は石炭の取引だけでなく、石炭資産の維持にも資金提供ができるようになると期待している。ただし、新たな石炭関連施設への融資は除外した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われれないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き

冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行った

ことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradyc-ja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」【2022年9月15日(木)～10月15日(土)】

マウオポルスカ県ニェポウオミツェ市にて、ニェポウオミツェ博物館(ニェポウオミツェ城)及びマウオポルスカ県「音と言葉」センター主催の展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」が開催されます。

展覧会「記憶と感謝の花」は、ニェポウオミツェ城にて9月15日(木)から10月9日(日)まで開催されます。澤岡泰子氏による木のリトグラフ作品の展覧会です。

展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」は、マウオポルスカ県「音と言葉」センターにて9月27日(火)から10月15日(土)まで開催されます。阪神淡路大震災後に、被災した日本の児童・生徒を受け入れたポーランドの都市や、シベリア孤児に縁のある都市に在住する子どもたちによる、「命」をテーマとした絵や和紙作品の展覧会です。

開催場所：ul. Zamkowa 2, 32-005 Niepołomice 及び ul. Zamkowa 4, 32-005 Niepołomice

【予定】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催されます。9月20日(火)には、ノヴィ・タルク・フリデリク・ショパン記念音楽学校(ul. Parkowa 12, Nowy Targ)にて、ウクライナのためのピアノチャリティーコンサートが予定されています。

開催場所：Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul. Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細：<https://muzeumdrukarstwa.nowytag.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-olskich-artystow>

【予定】第7回全世界ウエイト制空手道選手権大会【2022年9月22日(木)～29日(木)】

シフィエンティクシシュ県キェルツェ市にて、ポーランド新極真会空手連盟及びキェルツェ市空手クラブ主催「第7回全世界ウエイト制空手道選手権大会」が開催されます。

開催場所：Hala Legionów, Leszka Drogosza 2, Kielce

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)